

I 体罰の要因、背景、防止策

体罰は子どもの心と身体を傷つけるものであり、法律で禁止されています。「愛のムチ」が暴力という形をとるとき、それは明確な違法行為です。

体罰による指導は、教師としての未熟さを示すものであり、これにより、正常な倫理観を養うことはできません。そのような指導は、むしろ、児童生徒に負の教育的影響を与え、暴力行為、いじめなどの土壌を生じさせることとなるのです。

殴る、蹴るなど身体に対する侵害となるような懲戒や、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど肉体的苦痛を与えるような懲戒はもちろんのこと、心を傷つける「言葉の暴力」も、あらゆる指導の場から根絶されなければなりません。

発生の要因・背景

体罰が生じるケースについては、その要因・背景として、教職員について、次のような行き過ぎた状況が多く見られると指摘されています。

教職員の状況

- ・ 児童生徒の人格を尊重する意識に欠ける。
- ・ 暴力を容認する考え方がある。
- ・ 自己抑制力に欠け、興奮しやすい。感情的になりやすい。
- ・ 指導法が独善的で、自信過剰になっている。
- ・ 同僚等の助言を聞く姿勢に欠ける。
- ・ 部活動において勝利至上主義になり、自らの指導の熱心さが、理解されていると過信している。
- ・ 児童生徒との日常的な人間関係が確立しておらず、指導が児童生徒の心に届いていない。

体罰の防止のために

体罰を防止するために、次のことに留意する必要があります。

個々の教職員においては、

- 体罰から生じる次の問題点について、認識すること。
 - ・ 体罰は、児童生徒に肉体的、精神的な苦痛を与えるだけでなく、心の傷として残り、心の成長を阻害するものであること。
 - ・ 体罰は、これを受けた児童生徒だけでなく、その周りにいる児童生徒の心にも影響を及ぼし、力で解決する風潮を生じさせるなど、子どもどうしの人間関係にも歪みを招くものであること。
 - ・ 児童生徒は、体罰をする教職員に対して、不信感を抱くものであること。体罰を制止する行動をとれない教職員に対しても同様であること。
- 最近の子どもの心理・行動様式の変化、考え方の多様化を踏まえた生徒指導の在り方について、理解を深めること。また、児童生徒の問題行動等への対応について、実践力を養うこと。
- 生徒指導に際しては、子どもに話す機会を十分与えるなどの配慮を行い、子どもを多面的な視点で理解するよう努めること。

学校組織全体としては、

- 仮にも、体罰の容認につながる土壌があれば、これを一掃すること。
- 生徒指導については、教職員の共通理解の下で組織的に取り組むものとし、一部の教職員のみによる抱え込み指導を廃すること。
- 不適切な指導に対して、教職員相互に点検しあえる環境づくりに努めること。
- 特定の児童生徒への個別指導については、1人の教員のみ任せることがないようにすること。当該児童生徒に対して、特に、1対1での対面指導を行う必要がある場合にも、事前・事後の連絡・報告を徹底すること。
- 児童生徒が何でも気軽に話せるような教育相談体制の充実に努めること。
- 校内研修等を通じ、体罰によらない生徒指導の在り方について、研究に努めること。